

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和7年1月末現在、由良町の人口は、5,013人（男性2,484人、女性2,529人）、世帯数は、2,581世帯である。国勢調査に基づく人口の推移をみると、昭和35年（1960）年には、9,521人であった人口が、令和2（2020）年には、5,364人へと60年の内に、約4,200人、割合では約44%減少している。

令和2年国勢調査に基づく65歳以上の高齢者の人口は、2,088人で高齢化率は、39%と全国平均や県内平均よりも高い数字となっており、生産年齢人口は、2,724人で全体の51%である。

現在、由良町の産業は農業、漁業、建設業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種の中小企業が由良町の経済、雇用を支えている。産業構成比で見ると、第3次産業が58%、第2次産業が26%、第1次産業が16%となっている。これらの中小企業は、役場周辺の由良地区を中心に、衣奈地区、白崎地区の全域に広域的に立地しているが、どの地区でも人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると由良町内の産業基盤が失われかねない状況にある。そのため由良町では、平成30年に中小企業等の振興を目的とした「由良町中小企業及び小規模企業振興基本条例」を定め、また、「由良町小規模事業者等貸付利子補給金制度」の支援措置や日高郡内の6町で行っている「特定創業支援等事業」の広域での支援措置により中小企業の経営支援、資本投下や新規企業の参入を促しているが、より一層の支援の拡充を図る必要がある。

(2) 目標

由良町内の中小企業の生産性を向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことの後押しをし、人口減少と経済縮小に歯止めをかけるために、本計画期間中に1件程度の事業者の先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

先端設備等の導入により労働生産性の向上を目指す中小企業者・小規模事業者全体を後押しし、本町経済の活性化を図るため、対象とする設備は限定せず、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光パネル等の再生可能エネルギー関連設備については、雇用創出及び環境保全のため、売電目的である場合及び自社の社屋・工場等の屋上や自社の敷地内の設置でない場合は対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

先端設備等の導入により労働生産性の向上を目指す中小企業者・小規模事業者全体を後押しし、本町経済の活性化を図るため、対象地域は限定せず、由良町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

先端設備等の導入により労働生産性の向上を目指す中小企業者・小規模事業者全体を後押しし、本町経済の活性化を図るため、対象業種・事業は限定せず、全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 町税等完納していない場合は先端設備等導入計画の認定の対象としない。